

只木ゼミ前期第9問検察反対尋問レジュメ

文責：1班

1. 弁護レジュメ2頁10行目において、「結果回避を動機づける程度の具体的予見可能性が必要になる」としているが、より具体的に何を予見すれば結果回避を動機付けられるといえるのか。
2. 弁護レジュメ2頁2行目において、「予見可能性をあまりにも抽象化してしまうため、刑事過失の成立範囲を無制限にし、不当に拡大してしまう可能性がある。その結果、過失責任の判断が事後的・恣意的になり、処罰範囲が不安定となる危険がある」とするが、過失の成立を不当に拡大することと判断が事後的・恣意的になることの間にどのような因果関係があるのか。

以上